

大学設置基準等の改正について（概要）

1. 改正の趣旨

- 先の第193回通常国会において「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し、機関全体を専門職業人養成に特化させた大学・短期大学の枠組みとして、専門職大学及び専門職短期大学の制度化が図られた（平成31年4月施行）。
これを踏まえ、さらに、専門職大学等の趣旨を既存の大学及び短期大学の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、大学設置基準及び短期大学設置基準等を改正し、「専門職学科」の制度を新設する。
- 加えて、短期大学については、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、また、地域の産業を支える社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するため、短期大学設置基準の所要の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

(1) 大学設置基準の一部改正

- ・ 大学の学部の学科のうち専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させる教育課程を編成するものは、専門職学科とし（専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とし）、専門職学科に係る基準の特例を定める。
- ・ その他、専門職大学等の制度化に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 短期大学設置基準の一部改正

- ・ 短期大学の学科のうち専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科とし、専門職学科に係る基準の特例を定める。
- ・ 短期大学の専任教員数及び校舎面積について、小規模の学科を想定した基準を追加するとともに、実務の経験を有する学生が短期大学に入学する場合に、当該実務経験を通じた能力修得への単位認定を行える仕組みを整備する。
- ・ その他、専門職大学等の制度化に伴い、所要の規定の整備を行う。

《専門職学科に係る主な特例》

[◎; 大学及び短大における特例 / ○; 大学における特例 (短大については、専門職学科に限らず短大全体に導入)]

- | | |
|------|---|
| 教育課程 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
※「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。 ◎ 開設すべき授業科目を規定（①一般・基礎科目、②職業専門科目、③展開科目、④総合科目）。 ◎ 卒業単位の概ね1/3以上は実習等による授業科目で修得。
※企業等における臨地実務実習を含む（4年制で20単位以上、2年制で10単位以上）。 ○ 入学前の実務経験を通じた実践的な能力修得に対する単位認定の仕組みを導入。 |
| 教員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 専任教員数については、小規模の学部・学科を想定した基準を新設 ◎ 必要専任教員数の概ね4割以上は、実務家教員を任用。
※必要実務家専任教員数の1/2以上は、研究能力を併せ有する実務家教員。 |
| 施設設備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の専門職学部の必要校舎面積について、小規模の学部を想定した基準を整備。 ◎ 大学の専門職学部、短大の専門職学科について、臨地実務実習の必修化等の特性を考慮した必要校舎面積の減算の仕組みを導入。 |

(3) 高等専門学校設置基準の一部改正

- ・ 高等専門学校の教員の資格に関する規定について、専門職大学等の制度化(「学士(専門職)」等の学位の創設)に伴い、所要の規定の整備を行う。

(4) 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部改正

- ・ 大学・短期大学の専門職学科の制度化に伴い、専門職学科以外の学科から専門職学科への転換等に係る一定の学科の設置については、学位の分野の変更を伴うものと取り扱い、文部科学大臣の認可に係らしめることとするよう、所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

- ・ 平成31年4月1日から施行する。

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」(平成28年5月中央教育審議会) ー抜粋ー

第一部 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について

第IV章 新たな高等教育機関の制度設計等

2. 基本的視点等を踏まえた制度設計の在り方

(3) 制度全般にわたる事項

(対象分野、設置形態、財政措置等)

⋮

- 新たな高等教育機関は、専門職業人の養成を専らの目的とし、職業実践知と学術知の双方に基づく教育を行うものであり、その設置形態については、機関の目的の違いに応じて、既存の大学・短期大学と並んで、独立した組織として設置されることになる。

それとともに、既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるようにすることも、有益と考えられる。既存の大学・短期大学が、一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設できるようにし、ダブルメジャーや共同教育課程等も含めた多様な選択肢の提供を通じ、職業人養成機能を発揮できるようにすることが適当である。

⋮

今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理
(平成29年2月中央教育審議会大学分科会) ー抜粋ー

4. 各高等教育機関の役割・機能の強化に関し、早急に取り組むべき論点

(短期大学)

⋮

- こうした機能強化を支えるため、以下のような事項について早急に検討を進める必要がある。(なお、大学(学士課程)の項で示した検討事項については、いずれも短期大学にも該当するものである。)

・ 社会人学生のニーズに応じた教育の提供方策の充実

短期大学が地域に数多く輩出してきた幼稚園教諭、保育士、看護師、介護士、栄養士等の資格について、社会人がこれらの資格を取得しやすくなるよう、社会人を対象とした実践的・専門的プログラムの充実が必要。また、これらの資格を有していながら、出産・子育て等を機に離職した者に対して、短期大学が再就業に必要な知識や技術を習得する場として活用されるようにするため、短期の非学位プログラムの充実方策の検討が必要。

・ 地域における高等教育機会を確保するための仕組みの強化

自県内入学率が大学よりも高く、キャンパスの約4割が人口30万人未満の都市に所在しているという特性を踏まえ、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、小規模な学科の設置を前提とした設置基準の検討が必要。また、教育機能の強化や高大接続の改善のため、他の短期大学や大学、高等専門学校、専門高校を含む高等学校、地方公共団体等との連携によるコンソーシアムの形成、e-ラーニングの積極的活用等を促進していくことが必要。

⋮